

徳島県告示第七百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和二年十一月二十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	所 在 地	開 設 者	廃止年月日
岩佐歯科	鳴門市撫養町小桑島字西浜一九	岩佐 敏史	令和二年五月二十一日
齋藤醫院	徳島市八百屋町二丁目一六	齋藤 博彦	同 九月三十日
ただだ耳鼻咽喉科	同 新蔵町一丁目三二	武田 直也	同
浦上内科・胃腸クリニック	同 北沖洲二丁目二一	医療法人浦上内科・胃腸クリニック	同
喜多デンタルクリニック	同 沖浜三丁目六四	喜多 大作	平成二十九年十一月三十日
多田歯科医院	吉野川市鴨島町上下島一二八一二〇	医療法人多田歯科医院	平成二十七年八月十七日
ひかり薬局藍住店	板野郡藍住町東中富字龍池傍 示五五一四	有限会社四国メデイカルサポート	平成二十九年一月一日